

長野県庁周辺の整備方針（案）に関するご意見と県の考え方

- 意見募集期間：令和 7 年 1 月 30 日（木）から 3 月 3 日（月）まで
- 意見件数：14 件（提出者 4 名）

※ご意見は提出いただいた順に掲載しています。

No.	ページ、項目	ご意見の概要	県の考え方
1	P20,21 警察本部庁舎の新設	警察本部庁舎の新設にあたっては、日照権や十分なスペースの確保、公園・緑地の配置など、周辺の住環境に配慮してほしい。建物の計画・設計段階から、近隣住民への事前説明等を実施してほしい。	いただいたご意見も踏まえ、警察本部庁舎の整備に際しては周辺にお住まいの方々の環境に配慮するとともに、丁寧な説明等を行いながら検討してまいります。
2	P15 対象地区の目標	「居住者も含め訪れた人たちが穏やかに憩い交流できる場」とあるが、地域住民の自主的な活動の場としても活用させてほしい。	「穏やかに憩い交流できる場」など、目標に掲げた空間づくりに向け、地域の皆様のご意見も踏まえた活用を検討してまいります。
3	P17 県民に開かれたみどりのエントランス空間の創出	「歴史・自然を感じながら県政の発信や県民が憩い、交流できる広場空間の創出」とあるが、この地域にゆかりの深い全国的著名人についての案内板を設置してほしい。	いただいたご意見も含め、地域や関係する皆様の声を幅広くお聞きしながら、広場空間の在り方について検討してまいります。
4	P21 警察本部庁舎の新設	警察本部庁舎の新設においては、周辺施設と連携しながら、駐車場の交換を含め、県道399号線からのアクセスがしやすい配置計画を検討してほしい。 建物の外見についても長野県らしさを感じられる風格のあるデザインにしてほしい。	警察本部庁舎の新設における配置計画や設計については、いただいたご意見も踏まえ検討してまいります。
5	P26 県民に開かれたみどりのエントランス空間の創出	県庁舎前のエントランスでイベントやお祭りが開催できる空間を設け、そこで県産品を扱ったイベントを開催し、長野県の素晴らしさを国内外にアピールしてほしい。 また、歴史ある善光寺用水を有効活用し、県庁周辺一帯で癒しを感じられる工夫をしてほしい。（水を身近に感じられ、心地よい空間作り）	ご意見を踏まえ、県庁舎前のエントランス空間については、取組項目②-8（P26）を「来庁者や地域の方が潤いを感じながら休息する、人が集ってイベントを開催するなど、すべての方に開かれたシンボルとなるような公共空間の整備を行う」という表現に修正しました。
6	P20 対象地区の取組	「県有地を活用した新たな拠点」として、県民が利用できる会議室、議場、ワークスペース、知事の記者会見やイベントに使用できる劇場など、県政と県民の交流拠点となるような整備を。できればカフェが併設されると良い。	ご意見を踏まえ、取組項目③-1（P27）を「カフェやレストランといった人が集いやすい空間や、地域の会合やビジネス上の打合せなどができるフリースペースなど、多様なニーズに応えた足を運びやすい空間づくりを検討する」という表現に修正しました。
7	P20 対象地区の取組	観光客は県道399号線を通ることが多いと思うので、再配置で空いたスペースに、県産の野菜やお肉、ワインなどを販売する、道の駅のような施設があると良い（土日は県庁の駐車場を利用可能とする）。また、日帰り温泉ができて面白いと思う。	いただいたご意見も踏まえ、多くの人が足を運びたくなるような親近感のある開かれた県政の拠点となるよう、県有施設の集約再編により生み出した空間の使い方を検討してまいります。
8	P20 対象地区の取組	県庁の周辺に県産の食材を使用した県民食堂を作してほしい。県庁職員や県民が利用でき、この食堂を通じ、県食材のおいしさをアピールしてもらいたい。	カフェやレストランなどは、人を引きつける上で一つの効果的な施設だと考えますので、今後、施設周辺の現況（道路環境や人口構成など）や民間事業者の参加意向なども踏まえながら、導入の可能性を検討してまいります。

No.	ページ、項目	ご意見の概要	県の考え方
9	テレワークの推進	テレワークを基本として本庁舎に出勤する機会を減らせば庁舎はもっと小さくてもよい。付随する効果として以下の事項が考えられる。 ・通勤の減少によるCO2削減 ・県内での地方分散（地域事情の直感的把握） ・転勤（夫婦とも）による転居（子供を含む）の削減 ・夫婦の家事・育児・介護の分担の推進	取組項目③-1（P27）に「県有施設の集約再編にあたっては、将来的な必要機能や規模を精査し、職員が能力を最大限発揮できるよう、良質な執務環境や多様な働き方に対応した会議室やワークプレイス等の機能導入を検討する。」と掲げており、いただいた御意見についても参考に検討してまいります。
10	土地利用と道路網の整備との整合	県庁周辺と隣接する国などの施設の再整備地域については、道路整備を終わらせてから建物の工事に着手すべき。	再整備にあたりましては、国や長野市と連携を図りながら道路も含めて周辺への影響に十分配慮して進めてまいります。
11	歩行者動線の整備	県庁通りはセットバックして広い歩道を確保すべきである。	県庁通りについては、取組項目②-5（P25）、取組項目②-7（P28）などで「ゆとりある歩行空間」を確保するとしています。
12	公用車と駐車場の管理、駐輪場について	一般的な公用車（特別な用途以外の車両）については共同管理すれば車両も駐車場も減らせるので、長野合同庁舎を含めて検討すべき。 交通関係法規を守り、歩行者と自転車の通行に悪影響を与えないようにすべき。 EV化を考えれば各車両の駐車場所に充電装置を設置すべきなので、充電装置の拡充や屋根への太陽光発電設備の設置をするべき。 駐輪場は屋根付きとし、庁舎まで濡れずに往復でき、風で倒されないようにすべき。	取組項目①-3（P22）に「施設集約再編後の周辺道路環境の整備」、取組項目①-8（P23）にて「効率的運用に向けた検討」を掲げており、いただいた御意見も参考に検討してまいります。
13	エネルギーセンターの建設	エネルギーセンターによって集中的に冷暖房を行えば設備の効率的な運用が可能なので、県や国などを含めた再編計画に組み込むべき。	いただいたご意見も含め、施設整備に伴う環境への配慮の取組について、今後検討してまいります。
14	防災計画との関連	周辺は細い道（暗渠を含む）が多いので、防災計画と連動させるべき。	施設整備にあたり、防災関係部局や長野市とも協議しつつ取り組んでまいります。